

虐待防止マニュアル

(にいがた総合介護サービス・にいがた訪問看護ステーション)

1 高齢者虐待防止のための方針

1 虐待発生防止の徹底

居宅介護支援、通所リハビリテーション、訪問看護における高齢者虐待を防止するために、各事業所は利用者及びその家族等のモニタリングを行い虐待となるもの、虐待に発展すると思われたものを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

2 虐待の早期発見

サービス利用時、利用者のモニタリングにより高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が見られた利用者については速やかに虐待防止委員会に報告し、委員会を開催してその状況の分析と虐待有無の検証をする。

3 虐待にかかわる相談・報告窓口

虐待にかかわる相談・報告窓口は総務課とする。

4 虐待発見時の対応

職員は事業所内外で高齢者虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村又は地域包括支援センターへ報告する。

- (1)何人も、高齢者虐待防止法に定める虐待(身体的、心理的、性的、経済的、不作為により虐待)を受けたと思われる高齢者を発見した時は、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める
- (2)虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合は適時委員会を通す必要はなく、直ちに市町村または地域包括支援センターに通報すること。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告すること
- (3)虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきか分からない場合は、適時委員会に都度速やかに報告・相談すること。その後、委員会が不適切と思われる対応をしたと思われる場合は、「虐待を受けたと思われる」事案として各自の判断で市町村または地域包括支援センターに通報して構わない。
- (4)虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。
- (5)虐待の通報者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならない。
- (6)虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない

2 高齢者虐待とは

本マニュアルでいう高齢者虐待とは、職員が意図的に利用者に対して、または利用者家族が利用者に対して身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）等により高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせ、人権の侵害や尊厳を奪うことをいう。

3 虐待の種類

(1) 身体的虐待

暴力による危害を加える行為、もしくは危害を与えかねない扱いをすること。

(2) 心理的、心理社会的虐待

脅しや侮辱といった言葉の暴力、威圧的な態度、無視等による社会的孤独、愛情の欠如、精神的・情緒的に苦痛を与える行為、利用者の生活について尊敬を持って決定に参加する機会を奪うことや、市民としての権利を拒否すること。

(3) 経済的虐待

お金や財産の悪用、高齢者の要望、利益、ニーズに反する目的で財産を使用すること、または詐欺を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または、わいせつな行為をさせること。

(5) ネグレクト

意図的であるか結果的であるかにかかわらず、高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の業務を著しく怠ること。

4 職員の虐待行為

高齢者虐待防止法 第2条 第5項に掲げられている職員の虐待行為とは以下の事態を指す。

- (1) 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実効化する為、年1回以上の研修を実施するとともに、新規採用時に虐待防止のための研修を実施する。

研修の内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止の徹底を行うものとする。

研修の実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

6 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

職員は日頃より利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに各事業所の管理者および市町村に通報・報告する。

同様に、虐待の兆候を発見した時には、速やかに各事業所管理者および市町村に報告する責務を有する。

- (1) 相談窓口は原則として営業時間内に対応するが、緊急性の高い場合は被虐待者の生命・身体・財産の保護に優先し柔軟に対応する。
- (2) 相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに委員会に報告し、原則として適時委員会を開催する。
- (3) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。
- (4) 相談・報告の記録は都度窓口が作成し、万全なセキュリティ策を講じた上で保管する。
- (5) 高齢者虐待防止事業相談機関は別紙を参照のこと。

7 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (2) 委員会は、年2回の定期的開催(以下「定期委員会」と)と、虐待被疑事件が発生した場合の適宜開催(以下「適時委員会」と)の二種類がある。なお委員会は定期・適時ともに同一主体が行い、構成員は変わらない。
- (3) 委員会の委員長は事務長、構成員は居宅介護支援責任者、通所リハビリテーション責任者、訪問看護ステーション看護責任者及びリハビリテーション責任者、総務責任者とする。
- (4) 委員会内に、虐待が疑われる場合の相談・通報窓口を設ける。
- (5) 定期委員会は、主に組織体制や研修などの運営に関する事柄を扱い、適時委員会は通常業務において発生する事件に随時対応する。
- (6) 定期委員会は、主に次の事項について検討する。但しホについては、一定期間内に生じた各事件につき、適時委員会において適宜検討した事項を総括的に評価・検討する。

- イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ロ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ハ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ニ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ホ 虐待が発生した場合、その発生した原因等の分析から得られる再発防止策の検討及び再発防止策の効果についての評価に関すること。
- (7) 適時委員会は、利用者の家族等による虐待や職員による虐待が疑われた場合、若しくは職員とその他関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合に速やかに開催することとし、主に次の事項について検討する。
- イ 問題とされる事実の確認と評価（虐待認定）
 - ロ 虐待認定した場合の市町村への通報
 - ハ 虐待認定しない場合の組織的対応の検討
 - ニ 職員が虐待をした場合の処遇(懲戒処分等)に関する人事部との連携
 - ホ 職員が虐待をした場合の被虐待者への謝罪や法的責任の履行に関する検討
 - ヘ 職員が虐待をした場合の関係者への謝罪や対外的な事実公表に関する検討
 - ト 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策の検討及び再発防止策の効果についての評価に関すること。
- (8) 委員会で協議し決定した事項は、事業所の全職員に周知徹底される。
- (9) 委員会の議事録のうち個別事件に関する部分については、秘匿性の高い情報を扱うため原則として非公開とし、法令の定めにより開示すべき場合にのみ対応する

8 青年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止と権利擁護の観点からは、以下のような状況に応じて成年後見制度を活用することも必要である。虐待者が家族の場合は、後見申立を期待できないため、他の4親等内の親族を調査するか、行政に対し市区町村長による申立を積極的に求めること。

- (1) 身体的虐待や不作為による虐待（ネグレクト）等が原因で、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所させたが、被虐待者が認知症等である場合
- (2) 認知症の被虐待者が、親族等から経済的虐待を受けている場合
- (3) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が詐欺や押し売り等の被害に遭い、又は被害に遭うであろうことが予想される場合
- (4) 虐待を受けておらずとも、独居等、身近に保護者となる者がいない認知症者が自身の生活環境を維持できず、生命の維持が危ぶまれる状態となることが予想される場合（セルフネグレクト）

9 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1)虐待通報後、虐待者からの問い合わせや苦情が来た場合は委員会に報告し、以後委員会において対応する。この時、通報者の氏名等を聞かれても開示してはならない。
- (2)虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為をされた場合は、速やかに通報し毅然と対処する。
- (3)養護者が虐待者である場合は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

10 利用者等に対する当該マニュアルの閲覧に関する事項

本マニュアルは各事業所に設置し、利用者等の求めに応じて閲覧を行えるが、事業所からの持出、写真撮影、複写をしてはならない。

11 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本対応マニュアルに記載のないことの詳細については、新潟市高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応する。

12 身体拘束等の適正化及び対応

身体拘束等の適正化及び対応については、別に定める『身体拘束等の適正化及び対応マニュアル』を参照する。

身体拘束等の適正化及び対応についての検討は虐待防止対策委員会で検討する。

13 別添資料

『高齢者虐待発見時の対応・報告フローチャート』、『高齢者虐待の種類・内容・例』

附則

本指針は2023年4月1日より施行する。

改訂録

2023 年 11 月 29 日 3- (4) 修正

3- (5) 修正

5 修正

7- (7) 修正

12 追加

2024 年 12 月 25 日 12 身体拘束等の適正化及び対応の追加
別添資料を 13 に変更